

都議第 1804 号

京都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業
伏見西部第四地区土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について ※京都市

□ 付議理由

京都市が土地区画整理事業を進めるにあたり、事業計画案を縦覧したところ、利害関係者から意見書が提出されたことから、京都市長が京都府都市計画審議会に意見書を付議し、その意見書内容の採否を審議いただくもの（根拠法：土地区画整理法第 5 5 条第 3 項、第 4 項、第 1 3 項及び第 1 3 6 条の 3）

□ 経過・事前審査状況

- 土地区画整理事業の都市計画決定： 昭和 4 6 年 1 2 月 2 8 日（約 1 1 6. 7 h a）
- 事業計画変更案の縦覧： 平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日～平成 2 9 年 1 2 月 7 日
（意見書の提出期限 平成 2 9 年 1 2 月 2 1 日）
- 意見書の提出状況： 2 通

□ 審議内容

提出された意見書内容の採否を審議いただくもの

